

第175回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成27年12月21日(月) 午後1時30分～午後2時40分
場 所	群馬県庁7階 審議会室

第175回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成27年12月21日(月) 午後1時30分～午後2時40分
- 2 場 所 群馬県庁 7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、堀越恒弘、小林 享、小山 洋
石川雄一(代理 桑原正明)、石田寿(代理 村松秀夫)
貫井孝道、大手治之、井下泰伸、高橋正、井田泰彦
大川陽一
- 4 欠席委員 日垣由美
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 中島課長、佐藤室長、富沢次長、大塚次長
下水環境課 木村次長
建 築 課 木村次長
- 6 議案
第1号議案 高崎都市計画道路の変更(3・3・84号コンベンション施設北口線)について
第2号議案 高崎都市計画道路の変更(3・4・26号競馬場通り線)について
第3号議案 みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第5号議案 藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第6号議案 前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計
画、安中都市計画、群馬都市計画、新町都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、大
胡都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、北橋都市計画、富士見都
市計画、宮城都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道 利根川上流流域下水
道(県央処理区)の変更について
第7号議案 桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道 東毛流域下水道
(桐生処理区)の変更について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第175回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝中島課長)

お待たせいたしました。ただ今から、第175回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の中島でございます。よろしくお願いたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日、御出席をお願い致しました委員の皆様は、15名でございますが、現在14名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第五条第一項の規定による「定足数二分の一以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。それでは、委員の異動報告を行います。

(富沢次長)

お手元の群審報第107号をご覧ください。前回の審議会以降、2名の委員が変更となりました。関係行政機関の職員として、関東地方整備局長であった越智繁雄様が退任され、新たに石川雄一様が就任されました。また、関東農政局長であった末松広行様が退任され、新たに石田寿様が就任されました。以上でございます。

(中島課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第175回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が7件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(中島課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願致します。

(丸山会長)

議案の説明は幹事からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願い致します。田中委員と堀越委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局の説明を求めます。

(富沢次長)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第十二条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、いずれの議案も傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させていただきます。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(富沢次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が7名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「高崎都市計画道路の変更（3・3・84号コンベンション施設北口線）について」第2号議案「高崎都市計画道路の変更（3・4・26号競馬場通り線）について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(大塚次長)

それでは、第1号議案「高崎都市計画道路の変更（3・3・84号コンベンション施設北口線）について」および第2号議案「高崎都市計画道路の変更（3・4・26号競馬場通り線）について」関連がございますので、一括して御説明いたします。

お手元の議案書1ページ、それから添付図面の図1、またはこちらのスクリーンの方を御覧ください。

群馬県では旧高崎競馬場跡地に大規模集客施設でありますコンベンション施設の建設を

予定しております。コンベンション施設は平成31年度中の完成、平成32年度の開所を予定しております。イベントなどが開催される際には、相当の交通量の増加が見込まれます。そのような中、群馬県では道路を含むコンベンション施設周辺整備の計画策定に先立ち、平成26年8月に周辺住民に周辺整備に対する期待や心配事を聞き取るための、周辺整備に関するアンケートを実施しました。

その結果、周辺住民の方々から、一点目といたしまして、静かな生活を守ってほしい、例といたしましては、住宅地が抜け道にならないようにしてほしい、渋滞を減らす、違法駐車をなくす、という意見。それから二点目としましては、通学路の安全を確保してほしい。三点目といたしまして、居住者の円滑な交通を確保してほしい、などの意見が出されております。

それらを踏まえまして、群馬県では、東毛広域幹線道路からコンベンション施設への直接アクセスをします道路として高崎都市計画道路、3・3・84号のコンベンション施設北口線を整備し、コンベンション施設へのアクセス道路となります3・4・26号競馬場通り線においては、交差点の拡幅や車線の増設などを行い、交通の流れをよくすることで渋滞対策と安全で円滑な交通環境を確保することを目的としております。

まず最初に、第1号議案、コンベンション施設北口線の決定について説明をいたします。

コンベンション施設北口線につきましては、高崎駅東口から玉村町方面に伸びております東毛広域幹線道路の交差点部分から、群馬県が建設を予定しておりますコンベンション施設までの延長約190メートル、基本幅員27メートルの、都市計画道路となっております。

お手元の議案書の2ページとあわせまして、添付図面の図2、またはこちらのスクリーンを御覧ください。今回の決定箇所の計画図をここに示してございます。ちょうど赤く囲われた場所が今回の計画箇所となっております。

次にこのAA'断面の幅員構成について図面を拡大して説明いたします。添付図面の図3、またはこちらのスクリーンを御覧ください。幅員27メートルの道路部分についてですが、コンサートなどの車の出入りが集中して発生するような場合、施設へ向かう車両と比較いたしまして、施設から出る車両の方が短時間に集中するということが想定されるため、東毛広域幹線道路からコンベンション施設に向かう側の入庫側の車線を2車線、コンベンション施設から出る出庫側の車線を3車線として、中央分離帯で分離した構造となっております。こちらが出庫側、3車線ということになっております。また、歩道、自転車道につきましてはイベント時に高崎駅東口から徒歩により来場される方が多数、西側の歩道を利用することが見込まれることから、西側の歩道は、歩行者・自転車用に5.5メートル、それから、東側については歩行者・自転車用として3.5メートルの幅員構成としております。

次のスライドにつきましては配布をしておりますのでスクリーンを御覧ください。コンベンション施設北口線につきましては、東毛広域幹線道路からコンベンション施設までの約190メートル、幅員27メートルの5車線として計画しております。丸で囲みました部分につきましては、地域内の東西交通を確保するため、東毛広域幹線道路とコンベンション施設のちょうど中間の位置に交差点を設ける計画としてございます。

添付図面の図4、またはスクリーンを御覧ください。ただいま御説明いたしましたコン

ベンション施設北口線の決定につきましては、公述人の公募を行いました、公述の申し出はございませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いました、意見書の提出はございませんでした。また、高崎市に対して、今回の決定に関して意見聴取を行ったところ、去る12月16日に開催された高崎市都市計画審議会において、付帯意見を付した上で県案は承認されたという回答が高崎市からなされました。次のスライドも配布してございませんのでスクリーンを御覧ください。

高崎市都市計画審議会の付帯意見につきましては、このスライドにありますように、コンベンション施設の整備にあたっては、新しい群馬の顔にふさわしい総合的な都市拠点としての位置づけとなることから、以下のとおり付帯意見を付す、ということで、①施設の敷地および道路境界線に面した部分には、壁・柵・垣など設置は極力控え、道路と施設の一体的整備により新たな都市空間の創出を図ること、②交通事情の変化に対する対策については周辺住民の地域生活の意向に沿うよう継続的に対応していただきたい、③コンベンション施設利用主催者に対して来場者の公共交通の利用促進が図られるよう配慮願いたい、以上3点の付帯意見が付されております。付帯意見につきましては引き続き高崎市、周辺住民、関係地権者の方々の御意見も伺いながら、誠意を持って引き続き丁寧にすすめてまいりたいと考えております。以上で第1号議案の説明を終わりにいたします。

続いて第2号議案、競馬場通り線の変更について説明をいたします。お手元の議案書の3ページとあわせまして、添付図面の図5、またはこちらのスクリーンを御覧ください。都市計画道路競馬場通り線につきましては、高崎駅南側の東西の高崎市街地を結ぶ主要幹線で、延長3,430メートルの都市計画道路となります。

特にスライドで示しました当該変更区間は、朝夕を中心に相当の渋滞が発生している区間でございます。コンベンション施設完成後にはいっそうの交通環境の悪化が懸念されるため、今回変更することで、安全で円滑な交通環境を確保する計画にしたいと考えております。

お手元の議案書の4ページとあわせまして、添付図面の図6計画図、またはこちらのスクリーンを御覧ください。今回の変更箇所計画図を示してございます。

続きまして、添付図面の図7、またはこちらのスクリーンを御覧ください。先ほど説明したとおり、変更部分の延長は、西側の部分が110メートル、コンベンション施設の南から環状線の交差点までが660メートルとなっております。幅員構成につきましては、西側のAA'断面、こちらが20メートル、コンベンション施設南から環状線の交差点部分まで、このBB'断面、CC'断面につきましては、25メートルの計画となっております。

次に交差点部分を3箇所拡大して西側から順に説明させていただきます。次のスライドにつきましては配布しておりませんのでスクリーンを御覧ください。こちらの高崎前橋線との交差点につきましては、交通量が集中するイベント時に、コンベンション施設の利用車両が東から西に進みますことから、西に向かう右折専用車線が1車線、直進・左折車線が1車線の2車線から、今回は右折専用車線を1車線、直進車線を1車線、左折専用車線を1車線の、計3車線に増やす計画として渋滞対策を図って参ります。

次にコンベンション施設南側部の交差点について説明させていただきます。こちらのスライドの方も配布してございませんので、スクリーンを御覧ください。こちらのコンベン

ション施設南側の出入口部の交差点につきましては、イベント時にコンベンション施設の利用車両の出入りが集中しますことから、現状の対面交通2車線から、西から東の方向にコンベンション専用出入口を1車線、直進車線を2車線、東から西方向につきましてはコンベンション施設の右折車線を1車線、直進車線を1車線の、計5車線の計画として渋滞対策を図ってまいります。

次に、環状線との交差点について御説明いたします。こちらのスライドの方も配布してございませんので、スクリーンを御覧ください。こちらの都市計画道路環状線との交差点につきましては、交通量が集中するイベント終了時に、コンベンション施設の利用車両が西から東に進みますことから、東へ向かう右折専用車線が1車線、直進・左折車線が1車線の、現状の2車線から、右折の専用車線が1車線、直進の車線が2車線、一番北側になりますが、左折専用車線が1車線の、計4車線の計画として渋滞対策を図ってまいります。

そのほか今回の変更区間の道路計画といたしましては、歩行者のより安全な通行を確保するため、歩道を現状の約2メートルから3メートルに拡幅します。それから、歩道拡幅分につきましては、電線類の地中化なども予定しております。

それでは続きまして、添付図面の図8、またはこちらのスクリーンを御覧ください。ただいま説明いたしました競馬場通り線の変更につきましては、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を行ったところ、意見書の提出が1件、1名からございました。また、高崎市に対して今回の変更案につきまして意見聴取を行ったところ、先ほどのコンベンション施設北口線の説明と同様の回答が高崎市からございました。

それではお手元の議案書5ページ、またはこちらのスクリーンを御覧ください。表の左の欄に、意見書の要旨とございますが、①につきましては、今回の計画変更により友人が立ち退きの対象となったが、上中居は土地が見つからないので、人間関係が壊れてしまう、との内容でございました。当該意見につきましては事業に関するものでございます。事業者の見解といたしましては、用地補償につきましては関係者の意見を聞きながら、事業実施時に用地補償基準に基づいて補償を行っていき、そういう考えでございます。従いまして、計画の実施にあたっては、引き続き関係地権者に対して誠意を持って対応して参りたいと思います。また②につきましては、当初の説明と異なり、市道を県道に格上げして整備すると聞いた、きちんと事前に説明をし、話し合っているのか、道路の変更に反対する、という内容でございます。これにつきましては、右の欄に記してございますが、事業者が周辺整備案の策定にあたりまして広く地域住民の方の声を反映させることを目的に、平成26年7月から平成26年8月に、アンケート及び住民説明会を重ねてきた上で、都市計画原案決定後、都市計画手続きとしての住民説明会を、平成27年9月に実施しております。それから測量、道路決定の進捗にあわせまして、地権者が特定できた段階で、平成27年の2月から7月までの間に、地権者説明会も実施してきております。さらにこの他にも、関係地権者に対して個別説明を行い、都市計画についても手続きの開始を説明した上で、進めて参ってきてございます。いずれの件につきましても、先ほども説明させていただきましたが、これからも関係の皆様方の合意が得られますよう、誠意を持って対応するものでございますので、都市計画決定の手続きは県案のままで進めることで考えております。

最後に高崎からの回答及び付帯意見についてですが、先ほどコンベンション施設北口線で御説明した内容と重複いたします、同じでございますので、省略をさせていただければと思います。

以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議の程よろしく願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(原田委員)

競馬場通り線なんですけど、西半分は現在の幅員のままですね。

(大塚次長)

この部分ですか。中抜けの部分は現状のままです。

(原田委員)

その道路は現在のままなんですけど、さらに負荷がかかってくると思うんですよ。北口線がメインになると思うんですけども、競馬場通り線にもけっこう負荷がかかってくると思うので、まあ東側は拡幅されるということなんですけど、西側の部分についても、難しいのかもしれませんが将来的に拡幅するという考えはありますか。

(大塚次長)

現状でも混んでいるということについては私たちも理解しておりまして、ただ西側に向かう場合につきましても高崎前橋線との交差点が混んでおりまして、ここを中心に混んでいるということが現在もわかっておりまして、この車線を、現状は直進・左折の車線が1車線と、右折車線の、2車線となっております。右折車線をこちら長く伸ばしまして、プラス左折専用車線を延ばしておりますので、そういったことを対策することによりまして、かなりこちらの方についての渋滞が解消に向かうと考えております。そういったものも、今回コンベンション施設が対応を考える上では、しっかり入れながらこういった形でここは対策すべきかを考えながら計画をさせていただきますので、現状のそういったものに加えましてコンベンション施設の公聴会とも渋滞の緩和を対策できると考えております。

(原田委員)

コンベンション施設は、とりあえず1万平方メートルを整備するということですが、将来的に2万平方メートルにしたいというのもあります。その時にまた考えればいいのかもありませんが。

(大塚次長)

今回一番渋滞の負荷がかかるというのが、2万人規模のコンサート、こういったものが

開催された時、それが終わった後の、車が外に出る時が一番やっぱり渋滞すると考えてお
りまして、それがどういった形で渋滞対策を行うかを考えながら検討をした結果として今
回のこの内容を提案してございます。通常のイベント、展示会とかそのようなものと、
全体としてはお客さんが来られるとしても、ピークというのがコンサートの時に集中し負
荷がかかるということで、今回は計画しております。そんな考え方でやっております。

(原田委員)

北口線は、従来の出入口が西側の方にありますよね。

(大塚次長)

そうですね。もう一本西側ですね。正面ということですね。

(原田委員)

それを使わないというのは。

(大塚次長)

車で来られる方は、東毛幹線道路に高崎玉村スマートインターがございますので、広域
的には東から、車で来られる方はかなりいらっしゃるのではないかと考えています。そう
いった場合にこちらの環状線からできるだけ東側の位置に進入路を設けた方が、さきほど
のアンケートを頂きまして、住宅地に車が入っては困る、静かな環境をできるだけ守って
ほしい、そんな点からいたしますと、東側に出入口を設けた方がいいということで、今の
正面の入口ではない東側の交差点ということで、計画をさせていただいています。

(原田委員)

車は東側の方が便利なのかもしれませんが、歩行者は駅から来るからむしろ西側の方
が。

(大塚次長)

たしかに距離的にはそういう面もあるんですが、皆さんのアンケートの御希望と、どち
らかというと車の方が影響が大きいということで。もちろん人の流れにつきましても、例
えばイベント開催時にはこちらのメインのところを使って頂けるように、場合によっては
誘導員等を配置してしっかり誘導していく、地域の中に人が入っていかないようきちっと
誘導していくということで考えております。

(原田委員)

出入口は南と北だけですか。西はないんですか。

(大塚次長)

そうです。北と南ですね。一般の方のメインの入口は北側を、基本的には考えています。

(丸山会長)

他、いかがでしょうか。

それでは御意見を一本ずつ伺います。第1号議案、北口線について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第2号議案、競馬場通り線について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続いて第3号議案「みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・木村次長)

建築課の木村と申します。よろしく申し上げます。

それでは第3号議案「みどり都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を御説明させていただきます。まずお手元に配布してございます参考資料の5ページを御覧いただけますでしょうか。この5ページの中程に、廃棄物処理法施行令の抜粋を記載してございます。ここの12というところに、廃ポリ塩化ビフェニル、PCBのことですけれども、廃ポリ塩化ビフェニル等が記載してございます。今回の設備につきましては、新たにこのPCBの処理を行う施設でございます。

議案書の7ページを御覧ください。付議書の写しでございます。本件は群馬県知事からの印となっております。裏面の8ページに施設概要が記載されております。名称及び用途地域におきましては記載のとおりでございます。申請者の住所氏名におきましては、群馬県みどり市大間々町大間々1668赤城鉱油株式会社代表取締役齋藤薫、所在地につきましては同じく群馬県みどり市大間々町大間々2187-2他34筆となっております。施設面積、主な施設、処理能力につきましては記載のとおりとなっております。申請理由ですけれども、本申請者はこの敷地に昭和50年から産業廃棄物処分業を営んでございますが、今般、既存の処理施設を使いまして今回新たに品目といたしましてこの低濃度PCBの処理施設を加えるということになりましたので、本申請に至っております。

それでは詳細につきましてはお手元の図面、またはスクリーンによって説明させていただきますと思います。図9又はスクリーンを御覧ください。図面中央の赤く実線で囲まれていた地域が申請地になります。図面上が北側になりますけれども、東側に一級河川の渡良瀬川が、すぐ近くに流れております。敷地から北東側約200メートルに、都市公園でござ

います高津戸公園がございます。敷地の西側になります約600メートルに、みどり市の大間々庁舎が位置しております。申請地から最も近い病院といたしましては、西側約300メートルのところに稲葉病院が位置しております。文教施設といたしましては、南西側約600メートルに大間々南幼稚園がございます。申請敷地の周辺おおむね100メートル以内には、都市施設あるいは大規模な公園、学校、病院等はございません。また申請地への搬入経路を図面に水色の矢印で、3箇所ほどございますけれども、示してございます。

次に図の10又はスクリーンを御覧ください。申請敷地に隣接するおおむね50メートルの住宅につきましては、申請者が個別に訪問いたしまして今回の件につきましては説明して、皆様から同意を頂いております。またその外側、上の方にありますけれども、4区、5区、6区という、これは周辺の自治会の組織になります。この4区、5区、6区の各区長さんにも個別におじゃまいたしまして、同意を頂いております。

次に図の11又はスクリーンを御覧ください。敷地配置図となります。図の中央の赤く塗ってあるところが今回の低濃度PCBの廃棄物の受け入れ升および保管建屋ということになってございます。これは既存の施設をそのまま使うことになっております。次に図の中央に、これは敷地の西側になりますけれども、緑色の矢印、三角形が2箇所ほど記されておりますけれども、こちらが敷地への搬入経路、搬出経路を示しております。この2つの搬出入口がございます市道大間々4018号線につきましては、片側1車線の道路になりますけれども、図面ではちょっとわかりづらいのですが、敷地の反対側に歩道がしっかりと整備されている道路でございますので、今回の車両の搬出入につきまして歩行者等への支障はないということになっております。

続きまして図の12又はスクリーンを御覧ください。これは廃棄物の導線を示してございます。

引き続き図の13又はスクリーンを御覧ください。これは処理工程を示してございます。この処理工程は既存の、これまでも処分をしておりますので、全体の処理工程を含んでおりまして、ちょっとわかりづらいものですから、図の15に今回の処理工程を抜き出したものを記載しておりますので、図の15で説明させて頂きたいと思っております。申し訳ありませんが御覧ください。

まず①、一番左の方ですが、この①のところで低濃度PCB、廃油、主にコンデンサーですとか変圧器に利用されておりました絶縁油でございますけれども、この廃油、低濃度PCBが封入された小型の配電機器、または木くず、紙くず等の汚染物等につきましては、専用のプラスチック容器に密封いたしまして②のロータリーキルン（一次燃焼炉）に投入されます。一方、大型の変圧器であるとかドラム缶に詰められた廃油につきましては、図の中央下の方に固定床炉というのがございます、固定をいたしましてそこで焼却をするという施設でございますけれども、固定床炉に投入してそこで焼却し、その後ロータリーキルンの二次燃焼炉、③になりますけれども、③の方にロータリーキルンからそのまま二次燃焼炉に行きますし、固定床炉で熱を加えまして、油分が蒸発いたしますので、蒸発した油分を二次燃焼炉で燃焼いたしまして、そこでさらに加熱をいたしまして、PCBを完全に分解するという施設になります。二次燃焼炉から出ました排気ガスにつきましては、④の廃熱ボイラーを経由した後に、⑤の排ガス急冷塔で90度以下まで急冷いたしまして、

ダイオキシン類の発生を抑制いたします。その後、⑥の集塵機の直前で消石灰、活性炭を吹き込みまして、硫黄酸化物の中和ですとか、ダイオキシン類の吸着等を行った上で、ばいじんを集塵いたしまして、⑧の排気塔によりまして排気されます。以上が処理工程の説明になります。

続きまして、一枚戻りまして図の14、又はスクリーンを御覧ください。他法令との関係や今後の流れについて記載してございます。左上の囲みになりますけれども、廃棄物処理施設の事前協議の流れについて記載してございます。こちらにつきましては、今年の8月31日に事前協議が終了しております。これを受けて、図の中央の建築基準法第五十一条の建築許可となりまして、本日④ということになっております。なお今回の申請にしましてはあくまで既存の焼却施設をそのまま使って処理を行うということになってございますので、こちらの右の方に他法令ですとか建築基準法の関係が記載してございますけれども、若干配管等が更新されますので、消防法等の手続きが残りますけれども、それ以外の他法令につきましては全てなしということになってございます。また通常ですと、事前協議の終了後に、その囲みに廃掃法に基づく施設の設置許可というのがございますが、それについても今回全て不要という手続きになっております。これにつきましてはさらに左側に環境省という記載がしてあると思っておりますけれども、今回この施設におきましては環境省の低濃度PCBの無煤化処理に関する大臣認定を取得する予定になっております。この大臣認定を取得した施設におきましては先ほどの設置許可、これは県の許可になりますけれども、こちらの手続きが不要になるということでございます。

無煤化処理認定施設について説明させていただきます。この低濃度PCBというかPCBの処理につきましては環境省の方で取り組んでございまして、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合した施設につきまして大臣認定として低濃度PCBの処分を進めているというものになります。この大臣認定を行う際には必ずその前に実証実験を行うことになってございます。あらかじめ実験を行いまして、PCBの無害化が完全にできるかということを実証実験してございまして、こちらの施設につきましても本年の3月に実証実験を行ってございまして、その後環境省の技術評価も得まして、本年11月に申請に至っております。その後来年3月には認定及び環境省の竣工検査を受けることになっております。

最後になります、今回の申請地を所管しておりますみどり市からは、都市計画上の意見につきましては、11月1日付けで意見がない旨をいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(田中委員)

図の12なんですけど、場内搬入の導線がありますが、ここにピンクとか緑とかの線が市道の方に書かれているんですが、これは工場内で全て行われていて、実際には市道に出たり入ったりということはない、ということよろしいのでしょうか。

(建築課・木村次長)

この敷地は既存の施設を使うということと、渡良瀬川の河岸段丘ということになるのでしょうか、敷地の上と下の方で高低差がございます。今回一回左の方に貯蔵いたしまして、敷地内を移動する際には、先ほど緑の矢印が2つありましたけれど、左の方から一回市道に出まして、また右側の方から入りまして、焼却等の処理を行います。敷地内の移動が高低差があって難しいものですから、一回場外に出て、それで処分を行うということになっております。

(田中委員)

そういったことも含めて周辺住民には説明をしているわけですか。

(建築課・木村次長)

はい。そのあたりも全部踏まえて説明をしております。

(丸山会長)

他、よろしいでしょうか。

(堀越委員)

この煤塵の処理なんですけども、どんな感じになりますか。

(建築課・木村次長)

ここで出ました煤塵につきましては、この施設では煤塵を処分する機能がないものから、さらに処分業者の方に出しますけれども、その業者の方ではこれを利用して、スラグですとかそういったところでリサイクルを図るということになります。

(堀越委員)

外部に出すということですね。

(建築課・木村次長)

はい。

(丸山会長)

それではこれ以上御質問もないようですので、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続いて第4号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・木村次長)

それでは引き続き私の方から、第4号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。本議案につきましては、先ほどの3号議案と同じく、低濃度PCBの施設に該当いたします。本件につきましては許可権者であります特定行政庁の太田市長から本審議会に付議され、御審査頂くものでございます。

付議書の9ページを御覧ください。太田市長からの付議となっております。その裏の10ページが施設概要となっております。名称及び用途地域は記載のとおり、申請者の住所氏名につきましては、群馬県太田町新田大町600番26群桐エコロ株式会社代表取締役山口博、所在地は群馬県太田市新田大町600番26、600番27、敷地面積、主な施設、処理能力については記載のとおりです。申請理由ですけれども、本施設は平成21年にこちらに焼却施設ということで許可を得まして、平成25年に、処理能力の欄の既存施設というところがございますが、今回同様低濃度PCBの施設ということで許可を取って営業しているところでございます。今般、敷地を増やしまして、施設も増やすという計画でございますので、今回の申請に至っております。

引き続き詳細の説明につきましては、許可権者でございます太田市の建築指導課、小暮課長より説明をいたします。

(太田市建築指導課・小暮課長)

太田市建築指導課の小暮と申します。第4号議案についての補助説明をさせていただきます。

申請者の群桐エコロ株式会社は平成21年4月より、現在地にて、主として廃油のリサイクル、及び廃棄物の焼却溶融処理事業を行ってきました。また平成25年には、低濃度PCBの無害化処理施設として環境大臣認定を取得し、事業展開をしてきたところでございますが、今回施設の増設を計画しているものでございます。

次に添付図面の説明をさせていただきます。スクリーン又は図16を御覧ください。申請地の位置を示しております。図の上方向が北でございます。計画地については赤色で着色してございますが、太田駅から北西へ約8.5キロ、北関東自動車道太田薮塚インターから南東へ約2.3キロの場所に位置しております。用途地域については、新田東部工業団地の、工業専用地域に指定されております。

次のスクリーン又は図17を御覧ください。付近の見取り図でございます。凡例にもございますとおりに、計画地周辺については、青色の工場および倉庫で囲まれており、最も近い住宅とは、それらを介して約110メートルの距離にあります。搬入・搬出につきましては、茶色で示す県道69号大間々世良田線から行われ、現状との変更はございません。また、近隣の小学校からは約1.5キロの距離にあるため、計画地周辺の当該道路部分については、通学路の指定はございません。

次のスクリーン又は図18を御覧ください。配置図でございます。赤色で示した左側の敷地を拡張し、黄色と紫色で示した産業廃棄物処理施設の増設を計画しているものでございます。

次のスクリーン又は図19を御覧ください。増設施設に係る処理工程図でございます。詳細については第3号議案と同様であるため、割愛させていただきます。

次のスクリーン又は図20を御覧ください。申請建築物の平面図でございます。建屋内部に一時保管された廃棄物が、右手側から左手側へ進むにあたり、無害化されていく処理工程を示してございます。

次のスクリーン又は図21を御覧ください。建築物の立面図でございます。

次のスクリーン又は図22を御覧ください。焼却処理後の廃棄物と製品でございます。中央の燃え殻、煤塵につきましては、さらなる熔融工程を経て、金属くずと同様にリサイクルを目的として売却が行われます。

次のスクリーン又は図23を御覧ください。左から廃棄物処理法、中央に建築基準法、右側に、建築基準法関係規定による手続きについて示したものです。ここで誠に申し訳ございませんが、訂正がございます。右下、その他の関係法令による手続きの一番下にございます騒音規制法、それから振動規制法のところについて、届出は不要と記載してありますが間違いでございました。届出は必要であり、既に平成26年8月21日に太田市に届け出、受理されております。お詫びを申し上げまして、訂正の程よろしくお願いいたします。

まず、廃棄物処理法による手続きにつきまして、3号議案同様、環境大臣の無害化認定について、来年の3月の取得を目指し、進めているところでございます。また、廃棄物処理施設の許可に係る手続きについては、昨年12月12日に事前協議書が提出され、周辺住民、地元自治会、周辺企業等の関係者に対する説明を十分に行った上で、合意書を取得した結果、本年7月22日をもって事前協議が終了しております。中程の建築基準法第五十一条にかかる手続きについては、本年10月16日に申請を受理し、本日本審議会に付議させていただいております。今後の主な手続きといたしましては、右下にありますとおり消防法に基づく危険物関係の手続きを経ることになります。全ての手続きを完了した後、来年の4月上旬の稼働を計画しております。

スクリーンおよびお手持ちの資料に関する説明は以上でございますが、補足説明をさせていただきます。計画地につきましては工業専用地域内に位置し、現在も同様な事業を継続してきたこと、関係者とも太田市公害防止協定に基づく覚え書きを交わし、その周知および合意が図られていること、今後も覚え書きの遵守および定期的な点検・測定等が行われること、以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響は少なく、この敷地位置が都市計画上支障のないものと考えられるため、本審議会へ付議したものです。

太田市からの補助説明は以上でございます。御審議の程お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(特になし)

(丸山会長)

それでは御意見もないようです。本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続いて第5号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・木村次長)

それでは第5号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

お手元の参考資料5ページの中程の、廃棄物処理法施行令の抜粋を御覧ください。今回のケースにつきましては、8の2に記載してございます第二条第2項に掲げる廃棄物、これが木くず類になります。今回につきましてはその木くず類を処理する廃棄物施設ということになります。

付議書の11ページを御覧ください。付議書の写しを添付してございます。太田市長からの付議になっております。裏面が施設概要になってございます。名称及び用途地域については記載のとおりでございます。申請者住所氏名につきましては、群馬県太田市大原町2237番地15株式会社クツカタ代表取締役野口一雄、所在地につきましては同じく群馬県太田市大原町2237番16ほか3筆となっております。敷地面積、主な施設、処理能力につきましては記載のとおりでございます。申請理由ですけれども、本施設につきましても平成17年に一度、産業廃棄物処理施設ということで許可を得て、営業を開始した施設となりますけれども、今般、敷地を増やしまして、施設の拡張を図るということになりますので、本申請に至っております。

それでは本議案の詳細の説明につきましても、許可権者でございます太田市の建築指導課、小暮課長より説明をいたします。

(太田市建築指導課・小暮課長)

それでは小暮より第5号議案につきまして補助説明をさせていただきます。申請者の株式会社クツカタは、平成17年より公園庭園等から発生する伐採木や建設廃材等の一般廃棄物および産業廃棄物の破碎処理を行う施設として現在まで稼働していました。近年、環境への配慮から野積み、野焼き等の禁止に伴い、年々木くずの持ち込み量の増加が見られ、この処理、保管状況について対応困難な事態も生じて参りました。については破碎機移設後の既存施設を全て処理後の保管場所とし、破碎処理については敷地拡張部分に建設する施設内において行おうとする計画のものでございます。破碎処理後の木材チップにつきましては、有機肥料の原料やバイオマス発電燃料としての需要も増加しております。今後も循環型社会への転換に期待するところでございます。

次に添付図面の説明をさせていただきます。スクリーン、または図24を御覧ください。申請地の位置を示しております。図の上方向が北でございます。申請地は赤色にて着色してございます。藪塚駅から西へ約4キロ、北関東自動車道太田藪塚インターから北西に約1.1キロの場所に位置しており、用途地域については未指定でございます。

次のスクリーン、または図25を御覧ください。付近の見取り図です。凡例にもございますとおり、申請地の北側には市道を挟んで製鉄工場、東側に他社の駐車場、南と西側は農地として利用されています。黄色で示す住宅のうち、もっとも近いものは約70メートルの距離にあります。搬入・搬出につきましては、薄い茶色で示すところの県道国定藪塚線、市道1級77号線、市道藪塚本町286号線を介して行われ、前面道路である市道藪塚本町286号線については、幅員7メートルを有しております。また近隣の小学校からは約1.7キロの距離にあるため、前面道路における通学路の指定はございません。

次のスクリーン、または図26を御覧ください。敷地の配置図でございます。赤の実線で示した敷地を拡張し、黄色で示す破碎施設の増設を計画しているものでございます。

次のスクリーン、または図27を御覧ください。木くずの処理工程図でございます。搬入された木くずは破碎機を移設した増設施設内に一時保存され、は最後にベルトコンベアで破碎施設内に送られます。その後発電所や有機肥料工場、畜産農家等へ出荷されます。

次のスクリーン、または図28を御覧ください。既存および増設処理施設の平面図でございます。

次のスクリーン、または図29を御覧ください。既存および増設処理施設の立面図でございます。

次のスクリーン、または図30を御覧ください。関係法令に基づく手続きの過程について示したものです。まず廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設の許可に係る手続きにつきましては、左上になりますけれども、平成25年3月7日に事前協議書の提出があり、関係部局によりまず現地調査を済ましております。また処理能力の変更がないため、手続きの省略が多いところですが、周辺住民、地元区長に対する事業計画説明を十分行った上で承諾を得た結果、本年9月1日をもって事前協議が終了しております。中程の建築基準法第五十一条にかかる手続きにつきましては、本年10月26日に申請を受理し、本日、本審議会に付議させて頂いております。今後の主な手続きといたしましては、右下にありますとおり、都市計画法、農地法、消防法等に基づく手続きを経ることになります。全ての手続きを完了した後、施設の稼働については来年の10月下旬を予定しております。

スクリーンおよびお手持ちの資料に関する説明は以上でございますが、補足説明をさせていただきます。申請地につきましては未指定地域でございますが、従前から同様な事業を継続して、今般処理能力の変更がないこと、近隣住民への説明がなされ当該自治会と環境保全に関する覚え書きを交わし、その周知および理解が図られていること、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等については生活環境影響調査が済まされ、いずれも規制値以内であること、今後も覚え書きの遵守および定期的な点検・測定等が行われること、以上のことを踏まえ、その敷地位置が都市計画上支障がないと考えるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補助説明は以上でございます。御審議の程お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

(特になし)

(丸山会長)

それでは御意見もないようです。本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続いて、第6号議案「前橋都市計画、高崎都市計画、渋川都市計画、藤岡都市計画、富岡都市計画、安中都市計画、群馬都市計画、新町都市計画、吉井都市計画、玉村都市計画、大胡都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画、甘楽都市計画、北橋都市計画、富士見都市計画、宮城都市計画、榛東都市計画及び吉岡都市計画下水道 利根川上流流域下水道（県央処理区）の変更について」、および、第7号議案「桐生都市計画、大間々都市計画及び笠懸都市計画下水道 東毛流域下水道（桐生処理区）の変更について」を一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(下水環境課・木村次長)

下水環境課の木村と申します。よろしく申し上げます。

6号議案および7号議案につきましては、都市計画下水道および排水区域の名称の変更のみの同一の議案となりますことから、一括して御説明させていただきます。それでは議案書の13ページ、第6号議案を御覧頂きたいと思っております。前橋他18都市計画、表題に記載のとおり18下水道、利根川上流流域下水道、県央処理区の変更についてでございます。14ページをお開き頂きたいと思っております。市町村によります都市計画下水道の名称変更にあわせまして流域下水道の都市計画下水道および排水区域の名称をそれぞれ変更を行うものでございます。この詳細につきましてはスクリーンを御覧頂きたいと思っております。名称を変更するものにつきましては、こちらにありますように、大胡および宮城が前橋・勢多に統合されて変更するものです。また、群馬および新町が高崎に統合されて変更するものです。および北橋が渋川に統合されて変更するものでございます。以上でございます。

続きまして15ページをお開き頂きたいと思っております。第7号議案、桐生他2都市計画、大間々都市計画、笠懸都市計画の下水道、東毛流域下水道（桐生処理区）についての変更でございます。16ページをお開き頂きたいと思っております。こちらにつきましても同様に、都市計画下水道の名称を変更するものでございます。名称変更の中で変更を行うものにつきましてはこちらのスクリーンにございます第7号議案の下にございますが、大間々および笠懸をみどりへ統合して名称を変更するものでございます。

それでは別綴りの添付図面およびスクリーンを御覧頂きたいと思えます。添付図面綴りの最後の2枚になりますけれども、図31と32がそれぞれ6号・7号議案に対する総括図です。都市計画で定めるものにつきましては、下水道の名称、排水区域、下水道管きよ、下水処理場、およびポンプ場となりますが、図に表示されています下水道管きよ、下水処理場、ポンプ場につきましては変更がございません。参考までに総括図として添付させて頂きました。

なお審議に先立ちまして、都市計画法第十八条にございます関係する市町村への意見聴取を行いました、全て依存なしのと回答を頂いていることを申し添えます。

以上で6号と7号議案の説明とさせて頂きます。御審議のほどよろしくお願ひします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本2議案に関しまして、ご意見、ご質問があればお願ひします。

(特になし)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので本案について一括でお伺ひいたします。本議案について原案のとおり決定することに、御異議ございませぬか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議は終了致しました。傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静肅な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「三 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(中島課長)

次回、第176回審議会の開催についてですが、平成28年第1回定例県議会前となる、2月8日(月)、午後1時30分からの開催を予定しております。場所は、議会庁舎3階の302会議室となります。

正式通知につきましては、後日発送させて頂きたいと思えます。なお本年度の審議会ですが2月8日の他に3月中下旬にもう一度審議会を開かせて頂きますので、また日程調整の方をよろしくお願ひしたいと思えます。会長と協議して日程を決めたいと思えます。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。

本日は以上で終了させていただきます。委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして誠に有り難うございました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：14：40)

(議事録署名人)
